

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に対処し迅速に対処する組織体制を確立し、コンプライアンスの周知徹底を図り、経営者の業務遂行状況の客観的評価のために、すべての重要事項についての適時適切な情報開示を保証することが、企業価値を継続的に向上させていく上で極めて重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社においては、機関投資家や海外投資家の比率が極めて低いため、現時点において議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳を行っていません。今後、当社の株主構成において機関投資家や海外投資家が増加する傾向が認められたときは、議決権の電子行使ならびに招集通知の英訳について検討いたします。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、当社の安定的な財務基盤の確保と持続的な成長を促進するため、利益の積み上げによる自己資本の充実を最優先に取り組んでおります。また、自己資本の更なる充実により、資金調達が多様化を推進し、事業の拡大を目指しております。

【補充原則2-5-1. 社外の通報窓口設置】

当社は、監査室を内部通報窓口として設置し、コンプライアンス規程において情報提供者の秘匿及び不利益取り扱いの禁止を定めこれを徹底しておりますが、社外役員や外部の法律事務所等、経営陣から独立した内部通報窓口の設置については、現在、検討を行っております。

【補充原則3-1-2. 英語での情報開示・提供】

当社は、海外投資家の比率が極めて低いため、当社の株主構成において機関投資家や海外投資家が増加する傾向が認められたときは、英語での情報開示・提供について検討いたします。

【補充原則3-2-1(1). 外部会計監査に適切に評価するための基準の策定】

監査役会は、外部監査人の監査報告や定期的な面談等により、その職務状況の確認・評価を行っておりますが、現時点において、外部会計監査人候補の選定および評価に関する明確な基準は策定していません。今後、外部団体のガイドライン等を参照しながら、適切な選定および評価に関する基準の策定を検討してまいります。

【補充原則4-1-2. 中期経営計画の実現】

当社は、各年の経営計画を基礎として、柔軟な事業運営を目指しているため、現時点において中期経営計画を策定していません。今後、中期的な経営計画の策定について十分に検討してまいります。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、取締役からの事業提案について十分な審議と検討を行い、承認した事項については取締役からの経過報告等によりモニタリングを行い、必要な助言を行っております。また、経営陣の報酬については、現状、月額定額報酬を採用しておりますが、中長期的な業績との連動報酬については今後の検討課題としております。

【補充原則4-2-1. 中長期的な業績と連動する経営陣報酬の設定】

当社は、経営陣の報酬について、現状、月額定額報酬を採用しておりますが、中長期的な業績との連動報酬については今後の検討課題としております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現時点において独立社外取締役を1名選任しており、当該役員により客観的な立場からの経営監視が行われており、経営の監督の実効性が確保されています。

当社は現状の体制により、十分に経営監督機能が確保されていること、当社取締役4名、監査役3名のうち、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名と約半数が外部役員で構成されている点等を勘案し、現時点においては独立取締役の選任は1名としております。

ただし、今後、事業環境の変化、当社の企業規模拡大等により、更なる経営監督機能の強化が必要と判断される場合には、独立社外取締役の増員等を検討いたします。

【補充原則4-8-1. 独立社外者のみの会合、4-8-2. 独立社外筆頭取締役の設置】

現状、当社の独立社外取締役は1名のため、2名以上の選任となった場合に検討いたします。

【補充原則4-10-1. 任意の諮問委員会の設置】

独立社外取締役が1名のため、諮問委員会の設置は行っておりませんが、今後、経営陣幹部、取締役の指名や報酬などの重要事項の決定については、事前に独立社外取締役に意見を求め、取締役会において審議することとしております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価の開示】

当社は現時点において、取締役会全体の実効性評価について分析・評価を行っていませんが、今後、その方法、手続、開示を含め検討してまいります。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は決算短信や有価証券報告書において、経営戦略と今後の方針について開示しており、収益力・資本効率等に関する目標として、総資産利益率(ROA)および売上高営業利益率の向上と自己資本比率の向上の推進を掲げておりますが、その具体的数値目標については掲げておりません。

当面は、決算短信に掲げる中長期的な経営戦略に記載の事業展開により、各種指標の数値向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておらず、今後においても原則として政策保有株式を取得する計画はありませんが、保有する場合においては、事業運営上、必要と認められる場合にのみ行うものとし、その投資額と保有意義について取締役会で審議し、モニタリングします。また、議決権行使にあたっては対象会社の事業運営、財政状況等を総合的に勘案してその賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間取引を行う場合、その内容および性質に応じて適切な手続きを実施し、当社役員との取引を行う場合には、当該役員を除外して取締役会にて審議し決議を行うこととしております。また関連当事者との取引内容については、有価証券報告書等において開示しております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は企業理念の「より良い住空間の創造により、社会に貢献しよう。」のもと、不動産を通じてより良い住環境の創造に取り組み、ステークホルダーおよび地域社会に貢献を図り、企業発展を推進しております。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本コーポレートガバナンス報告書「1-1. 基本的な考え方」および有価証券報告書に記載しております。

また、当社は、実効的なコーポレートガバナンスの実現が、株主およびステークホルダーに対する責務を果たし、中長期的な企業価値の向上に資するという考えのもと、コーポレートガバナンスコードに規定される5つの基本原則および各原則、補充原則の遵守を目指して、社内体制を整備することを基本方針としております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社における取締役報酬を決定するに当たっては、各取締役の経営上の責任、業務難易度、実行能力、実績値、会社業績および財政状況等を勘案し、平成19年3月23日開催の第37回定時株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において、社外取締役の意見等を踏まえ、取締役会で決定することとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

社内にあつては、主に社員から業務執行実績、能力および識見等を踏まえて代表取締役が候補者を提案し、社外にあつては、当社経営に対する有益な助言、もしくは第三者視点での監視能力を備えた人物を候補者として取締役会にて審議いたします。

(5) 取締役会が(4)を踏まえて経営陣の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外役員の選任・指名についての個々の説明は選任時の「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。また、その他の取締役・監査役については選任時の「定時株主総会招集ご通知」に個々の経歴等を記載しております。

【補充原則4-1-1. 取締役会の判断・決定および経営陣への委任の範囲に関する事項】

当社は、取締役会における決議事項および報告事項を取締役会規程において明確に定め、その他の業務執行に関して職務権限規程を定め、経営陣が適切かつ迅速に意思決定できる体制を整備しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、現時点において独立社外取締役を1名選任しており、当該役員により客観的な立場からの経営監視が行われており、経営の監督の実効性が確保されています。

当社は現状の体制により、十分に経営監督機能が確保されていること、当社取締役4名、監査役3名のうち、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名と約半数が外部役員で構成されている点等を勘案し、現時点においては独立取締役の選任は1名としております。

ただし、今後、事業環境の変化、当社の企業規模拡大等により、更なる経営監督機能の強化が必要と判断される場合には、独立社外取締役の増員等を検討いたします。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所の定める基準を前提に、当社の経営を監督する能力を備え、かつ、当社の中長期的な企業価値向上に資する助言を期待できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1. 取締役の選任に関する方針・手続】

取締役会は、取締役の選任に関して、企業規模と取締役会の機動性を勘案し、必要最小限の人数で業務執行と管理・監督機能の両方が適切に働くよう、人員の選定に関して議論し、株主総会における取締役選任議案提出の決議を行っております。

【補充原則4-11-2. 取締役の上場会社の役員兼任】

当社は、取締役・監査役が当社においてその責務が十分に果たせる時間が確保されていることを前提に選任を行い、他の上場会社の役員兼任は合理的な範囲にとどめることとしております。また、その兼任状況については、株主総会招集通知やコーポレートガバナンス報告書において毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性についての分析・評価の開示】

当社は現時点において、取締役会全体の実効性評価について分析・評価を行っておりませんが、今後、その方法、手続、開示を含め検討してまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役へのトレーニングの方針】

取締役および監査役は、外部セミナーへの参加と社内における研修の実施等により、必要な知識の習得にあたり、求められる役割・責務を果たすための能力の維持、向上に努めております。

【原則5-1. 株主等の建設的な対話に関する方針】

当社は、管理部管掌取締役をIR担当役員とし、総務課をIR担当部署とし、総務課長がIR担当者として株主との直接対応にあっております。また、株主からの対話申込に対しては、IR担当部署を通じて担当役員において合理的かつ前向きに判断、対応することとしており、取締役会はその状況について報告を受け、対応について検証しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森トラスト株式会社	20,360,000	64.61
関西電力株式会社	2,252,000	7.15
住友信託銀行株式会社	1,120,000	3.55
戸谷 康信	354,000	1.12
株式会社ワカタケ	228,000	0.72
タカラ興産株式会社	217,750	0.69
福井 利彦	211,000	0.67
出口 三郎	206,000	0.65
株式会社SBI証券	202,000	0.64
大森 昌太郎	165,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	森トラスト株式会社 (非上場)
--------	-----------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主等との間で少数株主の利益に相反する恐れのある取引を行う場合は、当社取締役会において審議し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社森トラストグループの企業集団における内部統制の基本方針

「当社は、当社グループにおける子会社について、その自主性を尊重しつつ、必要に応じて事業内容の報告を受け重要事項について事前協議を行う等の経営管理を行うものとする。子会社は当社との連携・情報共有を図りつつ、会社の個性・特質をふまえ、自律的に内部統制システムを整備するものとする。」

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
山地 進	他の会社の出身者								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山地 進	○	当社の取引先である関西電力株式会社の執行役員であり、同社との間に一般的な電気需給契約による取引があります。	事業会社の業務執行者を務めており、経営および事業について豊富な経験、実績に基づき当社業務の円滑かつ適正な執行に対する有益な助言を期待したため。 また、当社との間には、同氏が所属する関西電力株式会社との一般的な電気需給契約による取引のみであり、特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し独立役員に指定した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から監査計画の説明を受け、定期的に会計監査に関する報告を受けるとともに、適宜意見交換や情報交換を行うなど連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土埴内 清嗣	他の会社の出身者							△						
永廣 建志	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土埴内 清嗣	○	同氏は、当社の主要な取引先である株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、2004年4月に当該銀行外の会社へ転籍し、以降、同行の業務執行に携わっておらず、当該銀行の影響を受ける立場でないと認識しております。	金融機関で培われた専門知識と会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた確かな助言と監査ができるものと判断した。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。
永廣 建志	○	同氏は、当社の主要な取引先である株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)の業務執行者でありましたが、2001年2月に当該銀行外の会社へ転籍し、以降、同行の業務執行に携わっておらず、当該銀行の影響を受ける立場でないと認識しております。	金融機関で培われた専門知識と会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づいた確かな助言と監査ができるものと判断した。また、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定した。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主への還元および内部留保の充実が当面の課題と考えております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書・事業報告書において、役員報酬として取締役に支払った報酬と監査役に支払った報酬それぞれの総額を記載しております。

平成27年3月期における取締役および監査役に支払った報酬の総額は以下のとおりです。

取締役の報酬 10,500千円(うち社外取締役1,050千円)

監査役の報酬 9,600千円(うち社外監査役2,400千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、平成19年3月23日開催の第37回定時株主総会の決議より定められた報酬総額の上限額(取締役:年額180百万円、監査役:年額24百万円)の範囲内において、取締役については取締役会決議、監査役については監査役の協議により支給額を決定しております。なお、役員退職慰労金については、平成17年3月23日開催の第35回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

担当部署(総務課)より取締役会資料の事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

取締役会は、代表取締役を議長とし、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、経営の基本方針その他重要事項はすべて付議のうえ審議し迅速に意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。取締役4名で構成され、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、経営の基本方針その他の重要事項はすべて付議のうえ審議し、迅速に意思決定を行うとともに、業務執行状況の監督も行っております。

(2)監査役会

監査役会は監査役3名で構成され、監査役は取締役会に出席し、議案内容の確認や適宜意見表明を行い、経営の監督機能強化を図っており、毎月1回の定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、社外監査役との連携による経営陣への積極的な意見表明を行っております。

常勤監査役においては子会社の監査役を兼務し、子会社の取締役会等にも出席し、取締役の業務執行状況の適法性、妥当性及び効率性につ

いて合理的な判断を下すのに必要な内部統制等の体制の整備状況を監査しております。なお、常勤監査役柴田裕司氏は財務・経理部門において長年にわたり実務経験を積んでおり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役、監査室、会計監査人は、監査計画、監査結果に関して、必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を保っております。

(3) 内部監査

内部監査については、社長直属の機関として監査室(専属社員1名で構成)を設置しており、監査計画書に基づき当社及び関係会社における事業全体にわたる業務の遂行状況に関し、経営方針や法令、社内規程、企業倫理等に対する準拠性と業務効率性の観点から監査を実施しております。この監査結果は、社長に直接報告されるとともに、改善を要する事項については該当部門に対し勧告・指導等を行い、更に改善の状況を報告させることによって、コンプライアンスと業務効率性の向上を図っております。

(4) 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任 あずさ監査法人与監査契約を締結しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員: 松井隆雄、山口義敬

ロ. 所属する監査法人名

有限責任 あずさ監査法人

ハ. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士12名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会においては、社外取締役が独立した立場から客観的かつ公正に当社の経営を監督し、経営における透明性の向上や経営監視機能の強化を図っております。

監査役会においては、社外監査役が常勤監査役と緊密に連携し、経営の監視に必要な情報の収集を行っており、監査室及び会計監査人と情報交換を通じて連携を図りながら監査を実施し、経営監視については十分に機能する体制が整っております。

以上のとおり、当社は監査役設置会社として、取締役会および監査役会により適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した日程で定時株主総会を開催するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	企業一般情報、財務情報、プレスリリース、分譲、賃貸物件情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務課 IR担当責任者:山本敏之 IR事務担当者:作井学	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程に倫理行動規範を定め、当社の基本方針として「すべての法律を遵守することはもとより、社会規範を尊重した健全な企業活動を行うとともに顧客・株主・地域社会等の信頼を得て収益を確保し、企業価値をより高めるよう努める」こととしております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築に関する基本方針について以下のとおり定めております。

1. 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、企業倫理方針や行動規範、法令等遵守の基本方針や遵守基準等を制定し、当社社長がその精神を当社グループ会社全役員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

(2) 法令等遵守を実現するため次の体制を構築する。

1. 当社グループ役員等の職務の執行が法令を遵守し、かつ効率的に行われることを確保するための行動規範として当社及び当社子会社において各々がコンプライアンス規程を定め、各社がこれに従った運用を行う。

2. 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進する。

3. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての当社グループ内報告体制の構築として、当社グループ役員等の内部通報制度を設置する。

4. 監査室は業務運営状況の調査、法令・定款上の問題の有無を調査し、社長に報告する。社長は当該報告を受け、重要な事項については取締役会に付議等を行う。また、取締役会は必要に応じてコンプライアンス体制を見直しその改善に努める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱に関しては、社内規程により適切に保存および管理(廃棄を含む)を行い、各文書等の存否および保存状況を検索可能とする体制を構築する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及び当社子会社のリスク管理体制の基礎として、当社グループに関するリスク管理規程を定め、リスクの種類ごとに担当責任者を決定し、同規程に沿った適切な管理体制を構築・運営させる。新たなリスクが生じた場合、すみやかに社長が対応責任者となり、その対応を図る。

(2) 監査室は当社グループのリスク管理状況を調査し、その結果を社長に報告する。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年、当社グループ全体の経営計画を当社が策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。

(2) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために各社において取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、各社の取締役会においては、合理的で適正な意思決定を行うだけの必要かつ十分な情報が収集されるよう努めるものとする。

(3) 当社は、当社の取締役会の決定に基づく業務執行について、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、それぞれの責任者、執行方法等の詳細を定めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとする。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社が定める関係会社管理規程において、子会社における重要事項の決定にあたっては事前に協議を行い、子会社の営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を行うことを定め、義務付ける。

(2) 当社の関係会社管理責任者は、親会社のグループ会社管理責任者もしくはコンプライアンス担当責任者と定期的に情報交換を行い、グループ会社における内部統制の実効性を高めてゆくものとする。

(3) グループ会社における業務の適正を確保するため、監査室による子会社への監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項および同使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動を求めた場合は、社長が監査役会の同意を得て、監査役補助者を決定するものとする。

(2) 監査役補助者は、他の職務との兼職を行うことができない。

(3) 監査役補助者は監査役の指揮命令に従うものとし、当該指揮命令に従わない場合の処分に関する事項を定める。

7. 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社グループの取締役および使用人は、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令ならびに定款違反行為等を認知した場合、当社監査役に対して報告を行う。

(2) 取締役会に付議する重要事項および重要な決定事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準およびその変更、その他必要な重要事項について監査役に報告するものとする。

(3) 当社グループ内部通報制度に基づく通報を受けた場合、速やかに監査役に報告を行うものとする。

(4) 当社は、当社グループの役員が、当社監査役への報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求等が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会、その他経営上重要な会議に参加し、業務の執行状況を確認するほか、常勤監査役が日常業務における決裁書類等の重要書類を閲覧し、必要に応じて当社役員に説明を求められることができる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役を適切に監督する。

2. 代表取締役は、本基本方針に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力の排除に向けて反社会的勢力との関係を遮断し、不当要求は一切受け付けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む。

(2) 整備状況

当社は、兵庫県企業防衛連合協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っている。また総務課を対応統括部署として、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、事案に応じて関係部門と協議の上、対応を行うものとする。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

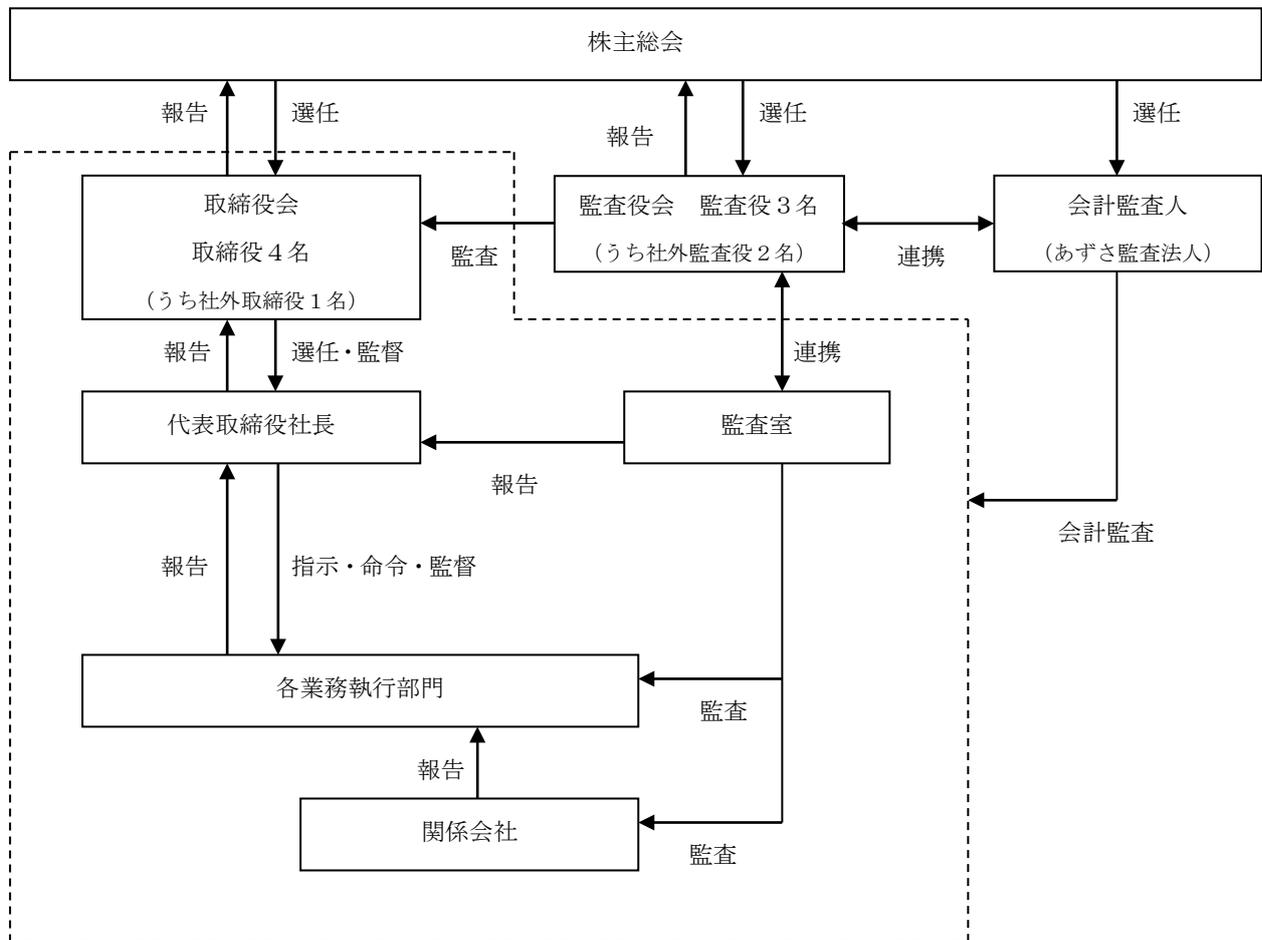
親会社が存在します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

- (1) 当社は、経営者の業務遂行状況の客観的評価のために、すべての重要事項についての適時適切な情報開示に努めるようにしております。
- (2) 情報取扱責任者は総務担当役員であり、すべての重要な会議に出席し、重要情報の把握に努めております。
- (3) 決定事実については、取締役会決議後速やかに情報取扱責任者の指示によりIR担当部署より公表することとしております。
- (4) 発生事実については、適時開示情報となる可能性が発生した、あるいは発生が予見された時点で、速やかに担当各部署よりIR担当部署(総務課)を通じて情報取扱責任者に報告を行います。情報取扱責任者は発生事実の内容を確認し、適時開示にあたるかの判断を行い、開示要件に該当する場合、速やかに、あるいは適切な時期にIR担当部署に指示のうえ公表することとしております。
- (5) 決算情報については、定性的情報、株主情報等、担当各部署からの情報を経理部がとりまとめ、取締役会決議後、情報取扱責任者の指示によりIR担当部署より公表することとしております。
- (6) 親会社及び子会社に関する情報については、速やかに情報取扱責任者が報告を受け、情報の内容により上記(3)～(5)の所定の手順によることとしております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制のしくみは下図のとおりです。



【適時開示に係る社内体制】

